## 緑化計画書

(	宛	先	)	京	都	市	長		年	月	日
届出者	千の住所	(法人に	こあって	は、主た	こる事務	所の所名	E地)	届出者の氏名(法	人にあっ	ては,名称	及び代表者名)
										電話	_

京都市地球温暖化対策条例第69条第1項の規定により届け出ます。																	
建築物	名 称																
	所在地																
建築物						建	築の	り種	別		亲	折築			改築		
緑化施設に係るエ		年	月	日			:及び太 :事の完					年	,	月	日		
法定建位	蔽率		ハ゜ーセン	敷敷	地 面	積			平方メー		築	面	積			平方メ・	ートル
利用することが可 能な屋上の有無				有	□無			屋	上	面	積					平方メ・	ートル
地上部													平方メ・	ートル			
京都市地球温暖化対策条例第65条第1項の規定に より設けなければならない緑化施設の面積								建築物の屋上等							平方メ・	ートル	
								合			計					平方メ・	-   //
緑化			樹	木	地 (芝生		物 な)	花		壇	付	属	施言	设	合		計
化施設の	施 設 地上部			平方メートル		平方	iメートル		j	平方メートル	/		平方メー	-トル		平方メ・	ートル
面																	
太陽光発電装置の面積																	
合 計																	

- 注1 該当する□には、レ印を記入してください。
  - 2 「法定建蔽率」とは、法令の規定により定められた建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度をいいます。
  - 3 「屋上面積」とは、建築物の屋根の部分のうち、人が出入りすることができる部分(以下「屋上」という。) のうち、建築物の管理に必要な施設の用途に供する部分の面積を除いた面積をいいます。
  - 4 緑化施設及び太陽光発電装置の面積は、小数点以下2位未満の端数を四捨五入して小数点以下1位までとしてください。
  - 5 「地上部」とは、建築物の敷地のうち、当該建築物(建築基準法第2条第1項第1号に規定する屋根及び 柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)に限る。)の存する部分以外の部分をいいます。
  - 6 「建築物の屋上等」とは、屋上、外壁、ベランダ又はバルコニーをいいます。
  - 7 「付属施設」とは,植栽,花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木に付属して設けられる園路,土留めその他の施設(当該建築物の空地,屋上その他の屋外に設けられるものに限る。)をいいます。